

宝曆十一年 府内藩 郷 上村組百姓騒擾始末

立 川 輝 信

目 次

- 一、大分市史所載宝曆十一年里郷百姓騒擾記
- 二、処罰記録
- 1. 郡代書附
- 2. 百姓五名えの申渡
- 3. 百姓吉郎左衛門えの申渡
- 4. 大庄屋組頭えの申渡
- 5. 郡代覚書
- 三、記録上より見たる処罰の顛末
- 四、赦免記録
- 1. 郡代記録
- 2. 吉郎左衛門赦免申渡書
- 3. 郡代記録
- 4. 百姓五名えの申渡書
- 五、記録上より見たる赦免の顛末
- 六、註解
- 七、参考文獻

一、大分市史所載宝曆十一年里郷 百姓騒擾記

新刊の大分市史上巻所載「文化九年の百姓一揆」の項中、その末文に次の如く宝曆十一年の里郷百姓騒擾について記してある。

「なほ府内領の百姓一揆と見るべきものには、これよりさき宝曆十一年（一七六一）の秋、五ヶ年平均を以て定免と布達したに對し、上村組の百姓六十五人は投免を望み、九月二十一日徒党して城下に入り込み、手代に直接願ひ出ようとした事件があつた。しかし手代の説得によつて、別に乱暴することなく引き退いたので、追込に処分して事済みとなつた。」（一〇八一頁）と。

然るに左記標題の府内藩郡代覚書中には次の如く記されてある。

二、処罰記録

1. 郡代書付

宝曆十一年

郡代覚書

田中勘兵衛
樋口彦右衛門
中村市右衛門

四月廿九日晴天

大塚与三右衛門指出候書附如左

去已九月上村、竹上村百姓六拾五人、定免被、仰付候上、

内平均を嫌、投免相願度旨手代共宅江右之人数罷出相願ニ

付、勝手儘之願筋、其上御境目出入之時節柄、⁽⁷⁾別而御領内

一同相慎罷在候様被 仰付候御、ケ様之願御役人中江申立

候ハ、如何様御答可被仰付茂難斗旨申聞候得共、其義茂

不聞押而相願、殊ニ御城下町致徘徊、態と自立候様いたし

候趣、其節百姓共申口書附を以此間矢柄江申達候、外々之

響ニ茂相成候間、御答被 仰付旨被申渡候、依之昨廿八日

此方共存念申渡之書付如左認之差出候、此通申付可然旨被

申聞ニ付、九郎左衛門相招候処、病氣ニ付与三右衛門並里

郷手代兩人招呼左之書付渡之与三左衛門宅ニ而、今日手鏡

宝曆十一年 府内藩里郷 上村組百姓騒擾始末

申付候様申渡、尤御目付山川幾左衛門白洲足輕兩人石川市
郎兵衛組和田左衛門、太田作左衛門組陸左衛門矢柄を被申
付。

2. 百姓五名への申渡

申渡

上村百姓

惣左衛門

新兵衛

清左衛門

竹上村百姓

曾左衛門

政兵衛

去秋定免被仰付候ニ付、先格之通、内平均候様、庄屋共江
申付候処、其方共内平均を嫌、投免相願度段大庄屋仁兵衛
江組頭を以申出ニ付、御領内一同之義、当村斗り左様之願
不相成事ニ候猶又水役頭之者召連参候て直々可申渡旨、仁
兵衛方を申付候之処、其後仁兵衛方江者不罷越、直々手代共
宅江六十五人致徒党罷出、右投免之義相願付勝手儘之願筋、
其上御境目出入之時節故、御領内一統相慎罷在候様被仰出

候砌、ケ様ニ徒党いたし御城下江罷出候義申上ハ候、如何

様御咎可被仰付茂難斗旨申聞セ候得共決而不聞入、押而相

願之趣、第一我儘之願筋、殊ニ兼而被仰出を茂不恐、大勢

結徒党、御城下を騒シ候段重、不届ニ候依之手鎖申付候。

午
四月

3. 百姓吉郎右衛門申渡

申 渡

上村百姓

吉郎 右衛門

去秋定免被仰付候ニ付先格之通内平均いたし候様、庄屋共

江申付置候処、上村百姓共六十五人、内平均を嫌、投免相

願度段、大庄屋仁兵衛江申立候得共、一統之義故不取上候

処、其後直ニ手代共宅江、右大勢徒党致罷出、押而相願

候、其方義者其節田中村右同様之願ニ組致候ニ付追込申付

候故、右之節出府ハ不相成候得共、居村之者江茂根元相

動、内証ニ致相談候趣相聞不届候、依之手鎖申付候

午
四月

4. 大庄屋組頭への申渡

申 渡

上村大庄屋

仁 兵 衛

上村 組 頭 共

去秋定免被仰付候ニ付、先格之通、内平均致咎之処、其方

共支配百姓共之内六拾五人、内平均を嫌、投免相願度段、

其方共迄申立候得共、一統之義故不取上差置候由、其後直

ニ手代共宅江右大勢徒党いたし罷出、投免之義、押而相願

候、結徒党候義者密ニ申合候事故、不存義茂可有之候得共、

兼而其方共迄相願候筋茂有之候得者、其後心を付、右躰之

義出来不申様可取計之処油断之事候、ニ依之呵申付候。

午
四月

5. 郡代覚書

一、大塚与三右衛門、山川幾右衛門並手代喜右衛門、七左衛

門罷出、先刻被仰付候趣 申渡、手鎖入申候段相届ニ付、

勘兵衛、市左衛門、与三右衛門、幾右衛門同道、矢柄江右

申渡候趣相届候、尤手鎖之者五日めニ相改咎也。

三、記録上より見たる処罰の顛末

以上の府内藩記録によると本件は、宝曆十一年九月に府内
里郷上村、竹の上村百姓六拾五人が、検見による年貢定でな

く、(と思われる)先格通りの五ヶ年平均による税率を以ての定免と布達があつたのに対し、其の内平均の定免を嫌い、投免を願つての異議の申立を、最初組頭を以て大庄屋仁兵衛を通じて藩当局に願出たが、藩では、御領内何処も同一であるから、其の申出によつて右両村ばかりに特に願通り許可することは出来ない、そこで、役頭の者を召連れて行き直接其の旨を直々申渡すからと庄屋仁兵衛から伝達させておいたにもかかわらず、百姓共は其の申渡をきかず六拾五人が徒党致し、今度は庄屋を差し置いて、九月廿一日、直接手代の宅へ参り、先きの願通り定免を投免にして貰いたいと再び願ひ出たので、手代は其の願は

1. 両村に限る特例となり、勝手なる願であり、
2. 其上、当時境目出入の時節柄で領内一同相慎み居る様布告してある際、
3. 斯様な時局に徒党致し城下に罷り出て、徘徊し、態と目立様にして騒ぎ立てた不謹慎の態度は、
4. 上申すれば勿論御聞き入れなく、返つて如何様の御咎を仰せ付けられるかはかり難い

との理由で右願出を取り下げの様勧告したが、六拾五名の百

宝曆十一年 府内藩里郷 上村組百姓騒擾始末

姓は之を聞き入れず、押して相願つた。そこで止むなく、其の強訴の百姓六拾五名に取り敢えず臨時処置として追込処分に行い、慎重審議の結果七ヶ月後、

1. 第一我がままなる願筋、
2. かねての布告を恐れず大勢徒党を結び、
3. 城下を騒がした

ことは重ね／＼不届だから、それ／＼手鎖、呵等の刑罰を申渡したのである。

尚この申渡文面には直接出てはいないが、村役人を通さず越訴したことも我がままなる願筋の内容の一つにもなつてゐるものと思ふ。

又上村百姓吉郎右衛門はこれより先、隣村田中村の同様の願に加入し、其の爲め追込申付られていたので、居村の徒党六拾五名中には加わつてはいないが、内証で其の企てに相談を受けて居たので最も軽い手鎖に処せられて居り、

大庄屋仁兵衛並に右両村の組頭共は、其の支配下百姓より六拾五名の不届な越訴者を出したことは、たへ知れざる様ひそかに策謀しこととは言へ、既に其の拳に出る以前、組頭、庄屋を通じて願ひ出ているのであるから之が雰囲気は村役人と

して知つてゐる筈なのにもかかわらず、遂に斯様の事態を惹起せしめたことは、全く油断によるもので、役務遂行に遺憾の点があるとして呵の罰を受けた訳である。

然してこの申渡は、宝曆十二年四月廿九日、里郷郡代清田九郎左衛門が病氣のため、奥郷受持の郡代大塚与三右衛門が代つて、御目付山川幾左衛門、里郷手代喜右衛門、七左衛門立会の下に与三右衛門宅で行われている。

尤も此申渡文は直接担当した大塚与三右衛門が前日内申した通り裁許されたものである様である。

此の騒動の直接原因となつた定免は、三つの申渡書何れにも「先格の通り内平均」とあるので新たに定められた税率でなく、既に之れ迄実施されていたのであるから、期限終了のため再継続されたものと思われる。

然して本事件前に於ける農民の経済状況を知る為め、直接農業に関係ある天災地変を拾つて見ると、寛文六年七月の風水害には民衆五百三十軒が倒れ、元禄十三年七月、同十五年秋、宝永四年八月、享保七年七月には何れも大暴風雨があり享保十三年八月には風雨洪水の為め領内の損毛、田畑合せて千式拾八石餘、外に田畑井路の破損があり、翌十四年八月に

も大分川の増水坊ヶ小路にて壹丈餘、又同十六年八月には尼ヶ瀬村での増水壹丈餘、田畑の損失領内合せて六百六拾八石餘、外に田畑井堰等の破損多大、その翌十七年には五月大雨の上に続いての大飢饉、元文二年九月、寛保元年七月にも大風雨、延享元年には三月と八月両度の洪水があり、八月には元町附近で壹丈八尺の増水、田畑の損害領内合せて九千八百石、外に田畑井路等の破損多大であつた。

斯くも引き続く天災に加うるに、享保十七年には近江国以西の諸國に蝗害があつた為め大飢饉となり、其の上府内藩では此の年、八月に折り悪しく、城附米の検査があつて当藩の定額三千石に不足を来していたので、その補充を百姓の持米から買い上げたものと思われる。大飢饉で食糧不足の上には有米買上げを受けたのだから当然飢人が続出した。そこで里郷に対しては有米買上げの代償として三石三十八石餘の大豆を貸与している。翌十八年には代用食として里郷に配給された「ひじき」は五拾八貫四百八十目で三千六百五十五人分であつた。

因みに当年正月九日には飢人

上村組武番で九百四拾六人

同十日調同組菅番で四百九拾八人内九人病死

同十一日調同組三番で四百三十三人

を出している。而して前記各番飢人には十七年十一月十一日と十二月九日の両度、三番飢人には十二月九日に各飯料として一日一合の割で十日分を支給している。

尚以上の如き天災に加うるに、此の間府内城下には幾度かの大火災があつたので領内農家などに悪影響のあつたことは勿論である。

以上列挙した如く、本騷擾以前は僅かに元文三年が豊作であつた位で、其上藩財政も逐年難度を加えていたので、今迄の定免は実状から見て相当負担が重かつたものとも思われる。そこで期限満了を機会に投免を願ひ出たのではあるまいか。

当時農民の困窮は当上村組に限らず領内一統であつたことも左記資料でも知ることが出来る。

奉 願 上 覚

賀来村大庄屋定右衛門儀以 御威光御役儀相続仕難有奉存候、然所近年内証向殊外不勝手ニ相成別而当〇差詰メ難儀之仕合御座候 当時 御上 御時柄、何分可申上筋無御座、差扣罷有候得共、不得止事、重々之御慈悲に御米三拾石拝借被

宝曆十一年 府内藩里郷 上村組百姓騷擾始末

為 仰付被下候ハ、以御厚恩ヲ御役儀相続為仕度、無抛御願申上候 奉願追被為 仰付被下候ハ、私共迄難有可奉存候 此段宜被仰上被下候以上

賀来村組頭

午 十月 新兵衛印

野田村庄屋

專右衛門印

中尾村庄屋

清右衛門印

清田九郎右衛門様御手代

阿部小兵衛殿

加藤七左衛門殿

備考

1. この賀来村関係の府内藩日記の上欄に「此書付弥左衛門に差出 処十二月六日右願高之内八石拜借被仰付候」と後に記入してある
2. 尚里郷古国府大庄屋彦三郎左衛門救済の為め賀来村同様の願を古国府村組頭、配下豊饒、畑中各村庄屋連署の上提出し、願額三拾名に対し全様八石拜借仰付られている。
3. 又奥郷野畑村組頭よりも同様の願を十一月に出し、大庄屋七郎兵衛式拾石の拜借願に対し六石貸与を十二月に仰付られている

4. 以上の米借用願は庄屋個人、私の借用でなく当該庄屋救済名儀で其の村組頭と支配下小庄屋の連帯保証の下に借用したものとと思われる。

6. 右と少しく異なり、中郷下市村大庄屋善右衛門よりは理由を附した困窮者の面付を提出して、飢飯料の下賜を願つたが前例となり、他村からも同様の願が出るからと御取り上げなく、当捨田高六石を下さっている。

7. 又、当夏草魁と秋の風雨の為不作、その為め、奥郷柚木村、平原村六拾九人は平原村西ノ上山、井手上山両所、中尾村、田口原三拾六人は小久保と甲所に山上りし翌年三月迄掘根等致し取続きたいので許可して貰い度と手代え申出ている。

8. 又奥郷橋爪組竹ノ中村、柚木村、中尾村、山口原村百姓の内、凶作の爲め生活に困り、近村他領え宅鉢致度為め、組頭、庄屋連署の上面付を十一月提出して願出、願の通り許可されている。

9. 以上賀来村以下の資料は本騒擾の翌宝曆十二年のものである。尤十二年は早魃で凶年ではあつたが之等百姓に多少の餘裕があつたとしたならば直ぐ様斯様の願はせなかつたと思う。

四、赦免記録

さて右の如く処刑された人々は次の如くその罪の輕重によつて赦免されている。

1. 郡代記録

宝曆十二年閏四月

廿九日 雨天

一、上村百姓共内六人、先月廿九日手鎖被仰付候右六人之内吉郎右衛門義ハ、科輕候間外五人之者ハ十日も早ク手鎖御免被成下様仕度旨御家老中江申達処、右吉郎右衛門義、明日手鎖差免候様被申渡、依之御目付並足輕一人被仰付様申立ル、尤里郷御代官今以病氣罷在候間、先達而之通、大塚与三右衛門ハ、可為申渡哉と申達処通可然旨被申渡、尤与三右衛門心得のため如左書付相渡、尤与三右衛門御目付幾右衛門、里郷手代喜右衛門御勘定所へ招呼右御免之段申渡。

2. 吉郎右衛門赦免申渡書

申渡

上村百姓

吉郎右衛門

去秋其方居村百姓共、無筋願申出、殊ニ大勢結徒党、御城下江罷出、押而相願、其方義其節出府ハ不致候得共、根元ハ右願を相談候趣相聞候ニ付、先達手鎖被仰付候処、格別之御慈悲を以手鎖御免被成候向後急度相慎、御百姓可相勤候、若此之後聊之不埒有之候

而も、重々御咎可被仰付間、其旨可被心得候

閏四月

3. 郡代記録

一、大塚与三右衛門、山川幾右衛門、手鎖之者御免申渡候段相届ルニ付、市右衛門右衛門同道弥左衛門宅江罷越、右申渡候段相届ル。

五月十八日 晴天

上村百姓共五人去秋不埒之願いたし、大勢徒党を結び、御城下へ罷出、押而相願候ニ付、手鎖被仰付置候処、最早五日程ニ罷成候ニ付、御免被下聞敷哉与、御家老中江申達処、明十九日御免申渡候様被申聞ニ付、御目付並御足輕兩人へ清田九郎左衛門宅へ明朝罷越候様被仰付被下候様申達置。

十九日 晴天

一、昨日被仰付候手鎖御免之義、九郎右衛門御目付山川幾右衛門、御勘定所へ相招、如左書付を以申渡、尤九郎右衛門宅江庄屋組頭並手鎖之者五人、招呼申渡候様申付ル。

4. 百姓五名えの申渡

申渡

上村百姓
惣左衛門

宝曆十一年 府内藩里郷 上村組百姓騒擾始末

新兵衛
清太郎

竹上村百姓

曾右衛門
政兵衛

其方共去秋、無筋願申出、大勢結徒党、度々御城下江罷出、押而相願候段、上を不恐致方不屈ニ付、先達而手鎖被仰付置候処、格別之御慈悲を以、手鎖御免被成候、向後急度相慎、御百姓可相勤候、此上者聊之不埒有之候而も、重々御咎可被仰付間、兼而其旨可相心得候

五月

五、記録上より見たる赦免の顛末

一、右手鎖者御免申渡候段、九郎右衛門、幾右衛門並手代喜右衛門、七左衛門、御勘定所へ罷出相届ニ付、此方共九郎左衛門、幾右衛門同道、矢柄江為届罷越。

前記申渡書によると即ち手鎖六人中、上村の百姓吉郎右衛門は科が軽いので、御家老へ申達の上、最も軽い三十日で放免されることになり、閏四月廿九日、里郷代官が病氣に付、奥郷代官与三右衛門、御目付幾右衛門、里郷手代喜右衛門、

七左衛門を御勘定へ呼出、右御免の事を申渡され、残り五人の者は、同じく御家老へ申達して、五十日刑で赦されることになり、五月十八日、里郷代官清田九郎右衛門、御目附山川幾右衛門を御勘所へ相招き、御赦免の申渡があつたので、九郎右衛門宅へ招呼でおいだ庄屋組頭並手鎖五人の者に右の申渡をなし、里郷郡代並に手代兩人と御目付は其の旨、御勘定所へ罷り出て相届けている。

ここに於て始めて本事件が總て解決したことになる訳である。

以上により本騒擾事件が市史記載の「手代に直接願ひ出ようとした」は手代に直接願ひ出したこと、「追込みに処分して事済みとなつた」は然らずして、審議の末事件勃発後七ヶ月にしてその罪の軽重により手鎖と呵の処分に附し、その後凡そ二ヶ月にして全百姓が放免されここに始めて全く解決した訳であると考えられる。

以上は私の秘蔵する府内藩「郡代覚書」を基盤とした甚だ杜撰な研究ではあるが万一市史耽読の際他山の石となるならば幸甚の至りである。

六、註 解

- (1) 昭和三十年三月廿五日大分市役所発行のもの。
- (2) 大給時代府内藩では其領域中、城下を町、村落部を郷中と称し、之れを地域的に町組、里郷、奥郷の四部に分けてあつた。而して里郷は羽田、下郡、古国府組、上村組、賀来組の各村で、上村組には太平寺村、峠、賀茂、尾ヶ瀬村、奥小路村、井上、上村、竹ノ上村、深河内、片面、田中村、野稲田、永興村、二俣、井蕪村が属していた。主として現在の滝尾、南大分の地区と賀来村の一部である。
- (3) 定免とは徳川時代に於ける租税制度の一つで、過去五ヶ年、または十ヶ年、あるいは二十ヶ年の取米を平均して、その平均取米と等額か、又はそれより超過するも減額しない一定の租額を定め、三ヶ年、五ヶ年、或は十ヶ年、二十ヶ年の期間を限つて、その期間中は原則として歳の豊凶を問わず、その定額の租税を納めさせる方法である。つまり毎年検見を行ふ煩雑をさけて一定の免(税率)を定め之を数年間据置いて、豊凶による実收の如何にかかわらず毎年其の免に従つて定額を徴収する方法である。
- (4) 定免年季中といえども旱損、風損、水損、虫付などで過分に損毛のある凶作の場合には、村方からの願出に応じて検見取とすることを許可した。之れを破免という。幕府が天領全般にわたり、定免を施行しようとした享保三年九月の規定では破免なしとなつているが全七年七月には前記区作の場合、一村の百姓残らず願ひ出た場合には検見を行い、定免にかからず有毛の通り取米を決定すると規定し、破免する余地を与えた。しかして同十二年五月には、その年の收獲高が取米から算出した割量の五分(〇・五)以上の損毛の場合

には破免して検見取とすることに改正し、さらに同十三年、四分以上損毛の場合は破免と改正し、更に享保十八年九月に至り、定免半季中、三分以上損毛の際は破免を許可することに訂正され、爾後江戸時代を通じて行われた。この三分は一村を通計した場合で村内部的には認められなかつた。

府内藩に於ける投免は破免に該当する言葉ではあるまいか。

尚投検見(なげけんみ)という語があるが之れは検見の役人を村里に派出し、村内に宿泊せしめ、村吏を召喚して村の豊凶を訊問し、談判の上租率を定むることで、其の方法が居検見に似ているが、只異なる点は、役人を村里に派出し、村吏の内見帳を徴するが故に、談判不調のときは直に臨検し得る点にある。

(5) 府内藩での手代とは代官の部下で、各代官下に二人宛居り、代官の指揮を受けて受持郷内の治安を掌る役である。

(6) 追込が如何なる刑罰か知ることが出来ないが押込と同意義とすれば士庶民共に科せられたもので他出させず、門を閉じ置かしめるものである。

(7) 当時境目出入の時とは享保六年頃より問題となつていた、府内領高崎山麓錢瓶と御領赤松との入会、即ち界論が宝曆十一年三月巡見使迎えの道掃除から勃発して、遂に地元で解決がつかず、双方より幕府へ公訴となり十二月十一日に漸く裁断が下されて落着はしたが、その前後実地調査や善後処置などで日田並に高松代官所より、府内え出入の多かつたことを指すものと思う。

(8) 矢柄とは当時の家老の一人、木村矢柄氏を指すものと思う。府内藩では家老は二人または三人置き、藩政を統へ、藩主参府中は小事

宝曆十一年 府内藩里郷 上村組百姓騒擾始末

は決裁し、大事は藩主に伺つて決定した。

(9) 目付は犯違を検察し、令違を布告し、裁判に与り府内藩には大目付二人を置いてあつた。

(10) 組頭は又年寄とも長百姓とも呼ばれて、庄屋、名主の下に属し、村民中、人格高く筆算の道に通じ、且つ相当の財産或は才幹ある人物を選んで之れに任じたもので、従つて世襲ではなかつた。定員は普通三名乃至五名であつた。

(11) 手鎖というのは、両手を紐してこれに封印を施し一定の期間その自由を拘束するものであつて、これには本刑の刑罰としての手鎖と、過料を支払い得ざるものに科するものと、逃走を防ぐ為めの吟味中手鎖とがある。刑罰としての手鎖は、百姓町人に対してのみ科せられるものであつて、主に軽微の犯罪、いわゆる「お咎め」に対して科せられる。これに三十日手鎖、五十日手鎖、百日手鎖の三等があつて、五十日手鎖以下は、五日目に一回、役人が封印を改める。百日手鎖となると、一日おきに一回役人が来て封印改を行う。但干蘭盆の七月十三日から十五日までは手鎖を改めず、月代(さかやき)を剃りたい者は、心次第に剃ることを許される。手鎖を外して逃げたり、手鎖の封印を破つたりした者は、本罪相当より一等重く申付けられる。

(12) 叱は庶民にのみ科せられ、官より叱責する刑で、その重きものは急度叱という。

七、参 考 文 献

1. 宝曆十二年府内藩郡代覚書
2. 大分市史上巻 大分市役所発行

- 3. 石井良助著 刑罰の歴史(日本) 日本評論社版
- 4. 石井良助編 日本法制史 青林書院刊
- 5. 高柳真三著 日本法制史(一) 有斐閣刊
- 6. 隈崎 渡著 日本法制史 春秋社刊
- 7. 玉川治三著 近世日本農民史 刀江書院
- 8. 小野武夫編 日本農民史語彙 改造社刊
- 9. 中田薫述 日本公法法制史 啓明社
- 10. 牧健二著 日本法制史 国史講座刊行会
- 11. 三浦菊太郎著 日本法制史 博文館
- 12. 石井良助著 日本法制史概要 創文社刊
- 13. 滝川政次郎著 日本法制史 有斐閣刊
- 14. 藤田五郎著 封建社会の展開過程 有斐閣刊
- 15. 三浦周行著 法制史の研究 岩波書店
- 16. 高柳石井共編 御触書集成 岩波書店
- 17. 土屋喬雄著 封建社会崩壊過程の研究 弘文堂
- 18. 全 近世日本封建社会の史的分析 御茶の水書房刊
- 19. 野村兼太郎著 近世社会経済史研究 青木書店
- 20. 林基著 百姓一揆の伝統 新評論社刊
- 21. 小野清一郎著 刑罰の本質について・その他 有斐閣刊
- 22. 小早川欣吾著 近世民事訴訟制度の研究 有斐閣刊
- 23. 黒立巖著 封建社会の統制と闘争 改造社刊
- 24. 神崎博愛著 日本農民の性格とその批判 明窓書房
- 25. 本庄栄治郎著 日本社会史 改造社刊
- 26. 中村吉治著 日本社会史概説 確水書房刊

- 27. 古島敏雄著 近世日本農業の構造 日本評論社
- 28. 肥後和男著 民衆の生活史 六三書院
- 29. 小野武夫著 近代村落の研究 時潮社
- 30. 島恭彦著 近世租税思想史 有斐閣
- 31. 本庄栄治郎著 百姓町人の歴史 基風館
- 32. 木村靖二著 農民騒動史 成光閣
- 33. 稲岡進著 日本農民史 刀江書院
- 35. 田村栄太郎 日本農民一揆録 南蛮書房
- 36. 全 近代日本農民運動史論 月曜書房
- 37. 日本歴史地理学会編 日本農民史 日本学術普及会
- 38. 小林平左エ門著 日本農業史の研究 農業評論社
- 39. 宮川三千蔵 日本農業発達史 生活社
- 40. 入交好修著 日本農民経済史研究 倉文庫鎌
- 41. 内田繁除著 日本政治社会思想史 巖松堂
- 42. 児玉幸多 近世農民生活(新稿版) 吉川弘文館
- 43. 楫西光速 日本資本主義発達史 有斐閣

大分市上野丘地区内文化財のあらまし①

- 若宮八幡宮 大友神社
- 1、寄進狀 大友義一・松野頭佐氏寄進
- 2、後水尾天皇宸翁 天満天神名号
- 3、大友義鎮贈位沙汰書 壹枚
- 4、同 贈位記 壹枚
- 5、同 墓前策命文 全 壹枚
- 6、後辰書由来書 壹冊
- 7、キリシタン手水鉢(石造) 壹個